

国立大学法人琉球大学の役員会における特定課題を担当する理事、副理事及び学長補佐について

〔平成31年4月2日
学 長 裁 定〕

国立大学法人琉球大学理事、副理事、学長補佐及び琉球大学副学長の職務分担について（平成31年4月2日学長裁定）第6条に基づき、本法人の役員会における特定課題を担当する理事、副理事及び学長補佐を次のとおり指名する。

課題名	担当理事等氏名	担当部課
キャンパス移転	大屋祐輔、福治友英	上原地区キャンパス移転推進本部（上原地区キャンパス移転推進室、施設運営部、上原キャンパス事務部、財務部）
働き方改革	木暮一啓、石原昌英、大城功、大屋祐輔、富原加奈子	総務部職員課、上原キャンパス事務部、総務部情報企画課
研究力を核とする経営戦略検討	木暮一啓、大城功、和田浩二、山田広幸、眞榮平孝裕	総合企画戦略部研究推進課、総合企画戦略部経営戦略課、財務部財務企画課、学長企画室

附 則

この学長裁定は、平成31年4月2日から実施し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和元年5月30日）

この学長裁定は、令和元年5月30日から実施する。

附 則（令和2年1月14日）

この学長裁定は、令和2年1月14日から実施する。

附 則（令和2年7月1日）

この学長裁定は、令和2年7月1日から実施する。

附 則（令和3年2月24日）

この学長裁定は、令和3年2月24日から実施する。

附 則（令和3年6月16日）

この学長裁定は、令和3年6月16日から実施する。

附 則（令和5年3月31日）

この学長裁定は、令和5年4月1日から実施する。

附 則（令和5年4月12日）

この学長裁定は、令和5年4月12日から実施し、令和5年4月1日から適用

する。